

道路財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

本市においても道路総延長 1285 kmを有しており、その整備率は道路改良率 41.1%と 11 位、道路舗装率 48.4%と 12 位にあり、いずれも福島県内 13 市の下位に位置する整備状況にある。また、605 橋と多くの橋梁をも有している。さらにこの橋梁も老朽化が進み橋梁の架け替え費用と、長寿命化に向けた維持管理費用が益々増大するものである。

このことから、道路改良、舗装を初めとして、橋梁整備に要する道路財源の確保は、本市の根幹的最重要課題である。

これらの財源確保がなければ、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路財源を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 11 日

福島県伊達市議会議長 滝澤 福吉

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 財 政 政 策 大 臣
国 土 交 通 大 臣 様